



取組み項目	取組の評価
組織体制の見直し	ある程度達成している
経営基盤の充実・強化	達成半ばである
役職員数及び給与制度の見直し	ある程度達成している
財政的関与の見直し	十分達成している
人的関与の見直し	ある程度達成している
経営情報の開示	達成半ばである

## 【総 評】

- 当法人は、県出資法人改革プランにおける「統合」という見直しの方向性に沿い、改革期間中には達成できなかったものの、ほぼ実現させており、法人関係者の取組を評価したい。については、平成23年4月の統合まで、手続きに万全を期していただきたい。
- 統合による効果が最大限発揮されるよう、法人運営経費の節減などに取り組んでいただきたい。
- 公益法人制度改革への具体的な対応が統合後となることから、統合後速やかに移行申請の準備、手続きを進めていただきたい。

## 1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

## (1) 組織体制の見直し

【評 価：ある程度達成している】

- 県出資法人改革プランで示していた(財)愛媛県水産振興基金と(財)愛媛県栽培漁業基金の統合については、平成22年6、7月に各法人において合併基本方針が決定され、平成23年4月1日の合併に向け、平成22年9月、両法人が合併契約を締結、同年12月に合併認可申請があり、県は同月13日付けで合併認可済みである。
- 役員は14名、全員非常勤で、県内の漁業協同組合の代表が就任している。
- 事務局については、平成18年度から非常勤の事務局長1人で事務を行っている状況にあることから、組織維持に不可欠な事務処理のチェック機能が働くよう、体制の強化のためにも愛媛県栽培漁業基金との早期の「統合」が必要としていたところ、改革期間中(平成18年度から21年度までをいう。以下同じ。)には実現しなかったものの、平成23年4月1日の統合に向け両法人で手続きを進めている。

## 〔公益法人制度改革への対応〕

- 当法人は、平成24年度中に公益財団法人として移行申請を行うこととしているが、平成23年4月に統合を控えており、これに係る手続きがあるため、具体的な公益法人制度改革への対応は、まだ取り組めていないのが現状である。
- 昨年度の2次評価でも述べたとおり、代理人出席や書面による議決権の行使ができなくなることも踏まえ、統合時の役員等の人選には十分留意されたい。また、統合後間もない間は、その影響を受け事務処理が通常どおり進まないことや統合による予想できなかった事情が生じることもありうることから、統合後、早い時期に移行申請までのスケジュールを策定し、移行手続きを行うこととし、先送りしないよう進行管理に留意していく必要がある。なお、移行に当たっては、上部団体となる(財)中央漁業操業安全協会の動向にも注意されたい。

## (2) 経営基盤の充実・強化

【評 価：達成半ばである】

- 当法人は、来島海峡、釣島水道の周辺海峡における現場の交通安全指導(漁協に委託)、漁業操業中における海難事故による関係者への給付金の支給、海浜清掃事業に対する一部助成、漁獲物に混入引き上げられた廃棄物を回収するゴミ袋の配付といった事業を行っており、その経費は(財)中央漁業操業安全協会からの給付金で、人件費等の管理費については基本財産の運用益で賄っている。
- 管理費比率が事業費を上回る水準にあり、法人の事業を効率的に実施しているとは言い難い状況にあることから、平成18年度からは非常勤の事務局長1人体制で人件費を削減してきたが、依然として管理費比率が高かったことから、管理費の削減に努めるとともに、早急に統合に向けた具体的作業を開始し、効率的な組織体制づくりを1日でも早く行う必要があるとしてきた。
- 昨年度の2次評価で指摘した短期間での国債等の買替えについて、平成21年度においては、安全性を担保し

ながらの効率的運用に努めているとともに、新たな積立金を積むことにより、経営基盤の充実・強化に努めている。

- ・ 基本財産として保有している債権のうち、かねてから指摘していた時価評価額が著しく下落している外債については、平成 21 年度決算において 64,600 千円の減損処理を実施、基本財産 423,000 千円を 358,400 千円とした。
- ・ 基本財産を含めた資産の運用については、法人統合後も含め、健全な運用に努めていただきたい。

(3) 役員数及び給与制度の見直し 【評 価：ある程度達成している】

- ・ 役員数は 14 名で、改革期間中、人数に変動はなかった。  
職員数は、平成 18 年度から非常勤の事務局長 1 人であったことから、愛媛県栽培漁業基金の統合に向けた検討を行う中で、業務量等に応じた適切な職員数を検討していくこととしていた。
- ・ 職員の給与制度については、平成 14 年度から 17 年度まで当期正味財産は赤字が続き、人件費が十分賄えずにいたことから、業務量等に応じた適切な給与の検討を提言していたところ、改革期間中、法人の収支が改善してきたため、県内水産団体に準じた取扱いへと段階的に改善してきた。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し 【評 価：十分達成している】

- ・ 当法人への補助金・委託料等、財政的支援は行っていない。

(2) 人的関与の見直し 【評 価：ある程度達成している】

- ・ 改革期間中、県職員の派遣、代表者等への充て職はない。
- ・ 県退職者については、事務局長として雇用されているが、海上交通安全法に基づく漁業操業の安全救済対策を確実に遂行するためには、本県の水産情勢や水産関係法令、関係団体等に精通したうえで、漁業関係者等に対する適切な指導を行う必要があることから、その必要性は認められる。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

経営情報の開示 【評 価：達成半ばである】

- ・ 経営情報について、県ホームページ（行政システム改革課の県出資法人のサイト）にて公表している。
- ・ 情報公開要綱を定めている。